

令和6年3月14日

四万十町議会議長 味元 和義 様

教育民生常任委員長 林 健 三



委員会審査報告書

本委員会に付託をされた議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案番号	議 案 名	審 査 の 結 果
議案第16号	四万十町第4期障害者計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定について	原案可決 (全会一致)

□教育民生常任委員会

令和6年第1回定例会 委員会審査経過報告書

審査日：令和6年3月7日（木）

議案第16号（令和6年3月6日付託）

（1）件 名 四万十町第4期障害者計画・第7期障害福祉計画及び第3期
障害児福祉計画の策定について

（2）説 明 者 健康福祉課 課長 國澤豪人 副課長 浜田早苗
総括技幹 森太亮 係長 津野寛子

（3）計画概要

「四万十町 第4期障害者計画」は、令和6年度から令和11年度までの6年間の、本町の障害者施策の基本的な考え方を示した計画である。

そして、「四万十町 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」は、3年ごとに見直しを行う障害福祉サービスの事業計画であり、具体の成果目標や必要なサービス見込み量等を定め、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間として定められている。

第4期障害者計画は、「温かな支えあいのなかで、一人ひとりが輝き、安心して暮らせる共生のまち四万十町」を基本理念に掲げ、基本理念達成に向けて、

1. お互いに思いやる、共生社会のまちづくり
2. 日々の暮らしを支える支援体制づくり
3. 自立と社会参加の基盤づくり

以上、3つの基本目標を定めており、

- ①障がいへの理解と多様性の尊重に向けた啓発
- ②地域生活支援の強化
- ③障がいのある子どもへの切れ目ない支援
- ④障がいのある人の継続的な雇用・就労への支援

以上、4つの重点課題を設定している。

また、基本目標達成のための施策を設定しており、これらは第3期計画からの変更はないが、以下の5つの具体的内容が追加されている。

基本目標2 日々の暮らしを支える支援体制づくり

施策（3）生活支援の充実

主な取り組み ①福祉サービス等の充実

具体的内容 「地域活動支援センターの継続」（計画書 P. 52）

③生活環境の整備

具体的内容 「ファミリーサポート事業」(計画書 P. 52)

基本目標 3 自立と社会参加の基盤づくり

施策(1) 切れ目のない障がい児支援の充実

主な取り組み ①支援体制の充実

具体的内容 「障害児長期休暇支援事業(すまいるクラブ)の推進」(計画書 P. 55)

施策(2) 雇用・就労支援の充実

主な取り組み ③総合的な就労支援の推進

具体的内容 「農福連携の推進」(計画書 P. 57)

施策(3) スポーツ・文化活動の充実

主な取り組み ①スポーツ・文化芸術活動の振興

具体的内容 「読書バリアフリーの取り組み」(計画書 P. 58)

今回の、「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」では、障害福祉サービスの充実のための成果目標として、

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
3. 地域生活支援拠点等における機能の充実
4. 福祉施設から一般就労への移行等
5. 障がい児支援の提供体制の整備等
6. 相談支援体制の充実・強化等
7. 障害福祉サービス等の向上を図る体制の構築

を掲げ、それぞれに活動指標を設定している。この7つの項目は前期計画から継続するものである。

第6期計画等からの変更点として、成果目標では

成果目標3「地域生活支援拠点等における機能の充実」の「四万十町の方針」に「強度行動障がいを有する障がい者に対して、障がい福祉サービス等において適切な支援ができるよう、ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や人材育成に努めます。」を追加。(計画書 P. 65)

成果目標4「福祉施設から一般就労への移行等」の「第7期計画等の成果目標」について、

- ②就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合
- ③就労定着支援事業の利用者数

④就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が
7割以上となる就労定着支援事業所の割合

②～④までの3項目が追加・変更。(計画書 P. 70)

成果目標5「障がい児支援の提供体制の整備等」の「第7期計画等の成果目標」にて、「保育所等訪問支援事業所数」を削除し、「障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築」を追加。(計画書 P. 73)

成果目標6「相談支援体制の充実・強化等」については、第6期計画等からの新規目標であり、第7期計画等では「基幹相談支援センター」の設置や支援体制の強化を図る体制が追加されている。また、「第7期計画等の成果目標」に「個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行う、この取組を行うための協議会の体制を確保」が追加。
(計画書 P. 75)

以上が変更された点である。

次に、活動指標の新規追加事項としては、前期計画ではひとくくりであったものを個々のサービスとして指標を示したものも含めて、

成果目標1「福祉施設の入所者の地域生活への移行」

活動指標「居宅介護の利用者数、利用時間数」

「同行援護の利用者数、利用時間数」

「重度障がい者等包括支援の利用者数、利用単位数」

「重度障がい者の共同生活援助の利用者数」(計画書 P. 79)

成果目標2「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」

活動指標「精神障がい者の自立訓練（生活訓練）利用者数」

(計画書 P. 63)

成果目標3「地域生活支援拠点等における機能の充実」

活動指標「コーディネーターの配置人数」

「強度行動障がい有する者に関する支援体制の整備の有無」

(計画書 P. 65)

成果目標4「福祉施設から一般就労への移行等」

活動指標「就労選択支援の利用者数」(計画書 P. 70)

成果目標6「相談支援体制の充実・強化等」

活動指標「基幹相談支援センターの設置の有無」

「個別事例の支援内容の検証の実施回数」

「基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数」

「協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）」

「協議会の参加事業者・機関数」

「協議会の専門部会の設置数」

「協議会の専門部会の実施回数（頻度）」（計画書 P. 76）

以上が追加された項目である。

また、本計画では第6期計画等に引き続き、障がい福祉サービス等の見込みを設定し、目標達成に向けた数値目標等を定めている。

（４） 審査意見

- 人材確保については、全国の中山間地域の課題であるとのことだが、関係機関との協力や外部機関を活用するなど、今後も確保に向けて努めてもらいたい。
- 障害者の法定雇用率の達成については、今後も行政が先導して雇用率を上げる努力をし、民間事業者への協力要請も行うべきではないか。
- 手話資格者の育成などにも積極的に取り組むべきではないか。
- 理解を深めるための啓発活動について、「ふくふくまつり」などのイベントで行っているとのことであるが、引き続き啓発活動に努めてもらいたい。

（５） 審査結果

教育民生常任委員会に付託された「四万十町第4期障害者計画・第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定について」は全会一致で可決となった。